

高齢者の福祉施策

認知症検診事業	指定年齢対象者にチェックリストを配布し回答いただき、チェックの入った方には医療機関への受診勧奨を行う
配食サービス事業	調理が困難である概ね65歳以上の単身高齢者、高齢者のみの世帯等に週3回まで、見守りも兼ねてお弁当を配達
寝具洗濯サービス事業	概ね65歳以上の人暮らし等老人世帯、在宅での要介護者等、寝具類の衛生管理が困難な方の寝具を、年1回クリーニング
外出支援サービス事業	身障1、2級で一般の交通機関を利用する事が困難な方の、自宅と介護サービス事業所や医療機関等との間の送迎費を助成
軽度生活援助事業	概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみ世帯およびこれに準じる世帯に属する高齢者であって、日常生活上援助が必要な方に対する、買い物などの家事援助
すこやか介護用品支給事業	介護認定を受けた方や75歳で支給が必要な方に紙おむつを支給
緊急時情報カード普及事業	個人の医療情報等を記入したカードを配置しておいて救急搬送時に活用してください
地域ぐるみ屋根雪おろし事業	自力で屋根の除雪が困難であろう高齢者世帯等の屋根雪除雪への補助
在宅介護ほっとひといき支援事業	介護者の慰労のため、デイサービスセンターでのお泊り事業を実施している事業者への補助
低所得者居宅介護サービス利用者負担額助成事業	介護保険の訪問系サービスを受けた場合、自己負担の3割を補助
在宅介護慰労金	要介護4、5の方を在宅で介護している町民税非課税世帯の方に慰労金を支給
住まい環境整備支援事業	介護保険の住宅改修で対応できない住宅改造への支援
家族介護者交流事業	在宅で介護されている介護者の介護教室や慰安事業を実施
緊急通報装置の貸与事業	概ね65歳以上の単身者や身障1、2級の単身者に電話回線を利用した通報装置を貸与し、安否確認や緊急時に対応
GPS位置確認装置の貸与事業（新規）	徘徊の恐れがある方を在宅で介護している家族にGPS位置確認装置を貸与し、所在不明となった場合に現在地を早期に把握し対応



障害者福祉施策

重度障害者(児)福祉手当	重症の心身障害者(児)に福祉手当を支給
重度障害者(児)医療費助成	重度障害者(児)医療費助成制度の対象となる方の医療費の自己負担分を支給
福祉タクシー利用助成	制度対象者の小型タクシー基本料金を助成するもので年度間24枚のチケットを交付
補装具等支給事業	住宅改修に係る費用や、車いすや補聴器等の補装具の購入や修理に対する助成
自立支援医療(更正育成・育成医療・精神通院)事業	心臓、腎臓、免疫障害、精神障害などの身体上の障害を軽くしたり、回復するための手術を行う場合の医療費を助成
意思疎通支援事業	聴覚、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方の仲介を行うサービス
障害者日中一時支援事業	日中において看護する方がいないため一時的に見守りが必要な方を預かるサービス
障害者移動介護事業	屋外での移動が困難な障害のある方について外出のための支援を行うサービス
障害者訪問入浴事業	自宅での入浴が困難な方の入浴サービス
日常生活用具給付事業	重度障害のある方の紙おむつ、ストマ、特殊ベッド等の給付、貸与
自動車操作訓練事業	運転免許取得費用に10万円を限度に助成
自動車改造助成事業	自ら運転する自動車のハンドルやアクセル、ブレーキの改造費用に10万円を限度に助成
軽度・中度難聴児補聴器助成事業	障害手帳の交付対象とならない難聴児の補聴器購入、修理に対する助成

平成28年度永平寺町福祉サービス一覧

子ども・母子・寡婦・父子の福祉施策

ひとり親家庭に対する医療費助成事業	ひとり親家庭や一人暮らしの寡婦の方の医療保険の個人負担金を助成
児童扶養手当	児童の福祉の増進を図ることを目的に、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進のために支給する手当
子どもの医療費助成事業	0歳から中学校修了までの子どもの医療費の自己負担分を助成
出産祝い金	本町に一年以上住所を有する方が出産した場合の祝い金

詳細は、お気軽にお問い合わせください

問合せ 福祉保健課

TEL 61-3920

平成28年度 永平寺町 子育てサービス一覧

みんな仲良く 幼稚園・幼稚園	永平寺町には幼稚園8園、幼稚園2園があり、保育に必要な幼児を幼保一元によるカリキュラムにより幼小連携を目指した保育を実施。10園のうち5園では夜7時までの延長保育を実施（要申請：保育料等負担）	遊びの場・遊びの提供 児童館	18歳未満の児童に対して遊びの場・遊びの提供。町内に3カ所あります
困ったときの一時預かり	保護者の疾病や冠婚葬祭などで一時的な預かりが必要な場合は、町内3園で一時預かり保育を実施。（要登録・自己負担有）年5回の無料チケット有	困った時の 病児保育・ 病後児保育	小学校6年までの児童が病気等で安静に配慮する必要があり、保護者の就労等のやむを得ない事由により家庭で保育できない場合に町が指定する病院に預けることができます（要申請・自己負担有）年5回の無料チケット有
児童手当	児童の育成を経済的な面から支援することにより、児童のいる家庭の生活を安定させ、また児童自身の健全な成長を促すことを目的に支給	保護者不在のときに 夜間・短期入所 保育事業	病気や残業により一時的に保護者が不在になる児童のために、短期入所（ショートステイ）・夜間入所（トワイライトステイ）が利用できます（要申請・自己負担有）
楽しい子育てのお手伝い 子育て支援センター	未就園の乳幼児と保護者を対象に、遊びの場・遊びの提供や育児・保健相談を行っています。育児に関する情報提供もあり、保護者の交流の場にもなっています（登録有）	便利です！ すみずみ子育て サポート事業	乳幼児から小学3年までのお子さんを持つ家庭を対象に、生活支援（掃除・買物など）、放課後児童クラブ早朝預かり、幼稚園・幼稚園・児童クラブなどの送迎代行（徒歩または自転車のみ）、一時預かり（短時間保育：1時間単位）が利用できます（要申請・自己負担有）年5回の無料チケット有
安全・安心の 放課後児童クラブ	町内小学校に在学する1年～6年の児童で、昼間留守家庭の児童小学校ごとにあります（要申請・自己負担有）	多子世帯を応援！ 「えいへいじ3人 っ子」すくすく 応援事業	同一世帯に属し、町内に居住する第3子以降の就学前までの児童を対象に、保育料・一時預かり・病児病後保育・すみずみ子育てサポートの保護者負担金が無料になります（要申請）

問合せ 子育て支援課 TEL 61-7250



ご存じですか？

災害時に要配慮者をサポートする 福祉避難所

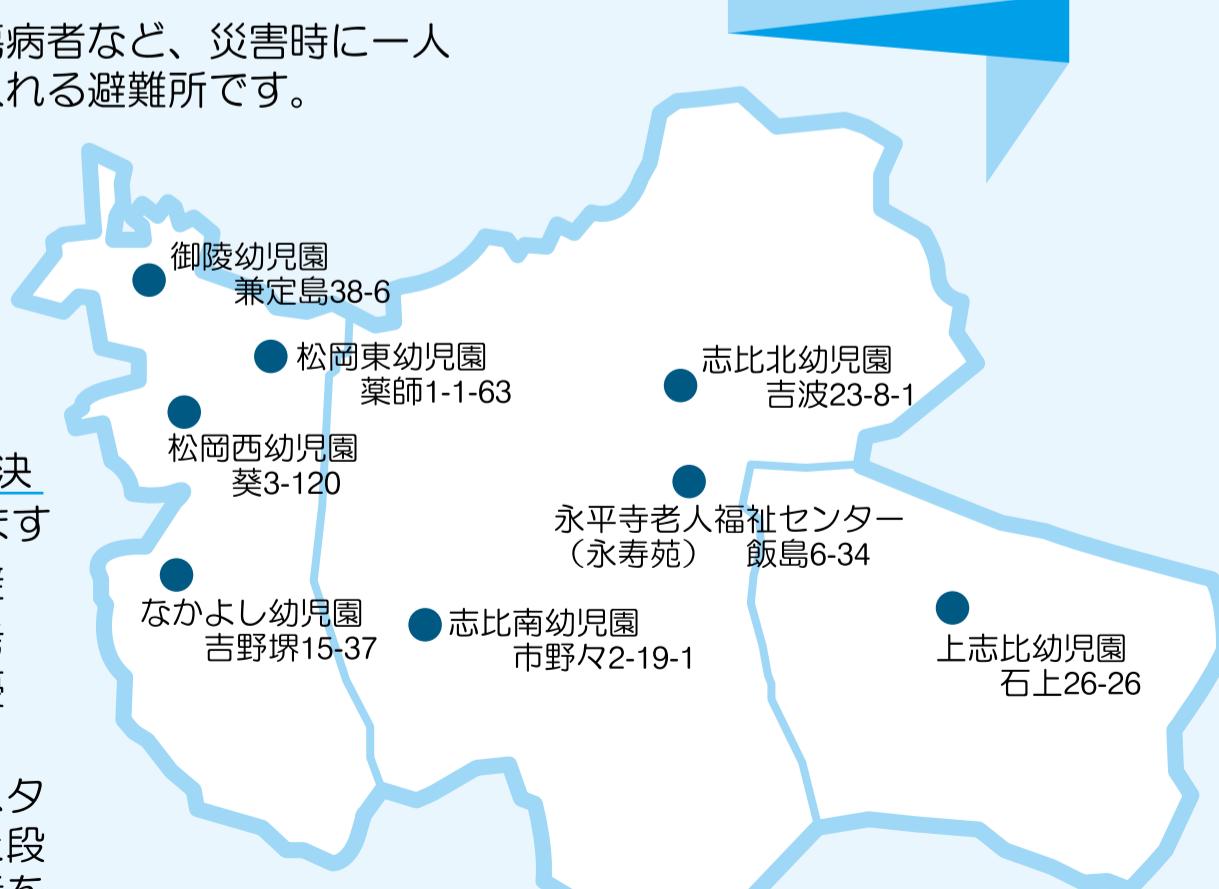
「福祉避難所」とは

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者など、災害時に一人で避難や生活が難しい要配慮者を受け入れる避難所です。

福祉避難所への受け入れはどういうに決めるの？

まずは一時避難所へ

- ①災害発生時、まずは皆さまの町内で決めてある所（一時避難所）に避難します
- ②一時避難所で自主防災組織を中心に避難者の身体状態や介護などの状況を考慮し、福祉避難所への避難対象者の優先順位を決定します
- ③福祉避難所は避難スペースの確保、スタッフの配置など受け入れ態勢が整った段階で開設され、決定された避難対象者を受け入れます



問合せ 総務課生活安全室

TEL 61-3941